

「人的被害（死者、行方不明者、安否不明者）情報を巡る課題」

I 問題意識

個人情報保護への意識の高まり（ただし、死者の個人情報）

- ・ 目的外利用・提供の禁止（法69条1項） 公表は「提供」に含まれる。
- ・ 本人同意がある場合の例外（法69条2項1号）、「相当の理由」あれば内部利用可能（同項2号）、「明らかに本人の利益になるとき」、「その他……特別の理由があるとき」は提供可能（同項4号）

☞ 「安否不明者を絞り込むことで救助活動を効率化、円滑化すること」を利用目的とする（内閣府防災担当「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月））

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 略

II 具体的な検討

メリット

- ・ 安否確認がスムーズに進む

- ・ 家族、親族、友人が安否を確認して安心する（行政機関への問い合わせが収まる）
- ・ 報道の自由に資する、「公共の利益」
 - ※ 自然災害にせよ、犯罪にせよ、実名を出した方が被害を実感するのは確か

デメリット

- ・ プライバシーの侵害
- ・ 報道の過熱（要するにメディアの自己満足）による家族らの負担
- ※ R5 改正で個人情報保護法制が一本化されたため、家族同意の要求など、条例ごとの取扱いの差異は解消

○ 犯罪被害者の情報

——通常知られたくない？

別に被害に遭うこと自体は責めに帰すべきことではない

報道の過熱：家族らが対応に追われる、執拗な取材（メディアスクラム）

国民意識の問題？（恥の文化）

誹謗中傷、デマ、被害につけ込む悪徳商法などの存在

※ 日本新聞協会「実名報道に関する考え方」（2022年3月）

遺族の希望、事件の重大性、社会性、被害の内容などを考慮して決定

津久井やまゆり園事件、京都アニメーション事件

○ 避難行動要支援者名簿

災対法 49 条の 10、名簿作成に際して情報の内部利用を認める。

災対法 49 条の 11、作成された名簿について、①目的外の内部利用を認める、②災害の発生に備え、避難支援に必要な限度で「本人同意を得て」、消防、警察など関係者に情報提供を認める、③災害発生のおそれがあり、生命・身体を保護するため特に必要があるときは、避難支援に必要な限度で、「本人の同意なく」、消防、警察など関係者に情報提供を認める。

Ⅲ 解決への指針

☆ 法令制定の必要性、事前の全員同意は非現実的（身分証に同意の有無を記載）

☆ 目的を限定した情報の利用

法 69 条 2 項 4 号「特別の理由があるとき」はもう少し拡大解釈すべき

内閣府指針は、「救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められない例」として、「安否情報が明らかでない場合（被災したことは明らかであるが、発見できずに所在不明となっている者等。）」や、「発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合」を掲げているが、適当か？

令和6年9月24日
板垣勝彦（横浜国立大学）

☆ その他

メディアによる報道協定（家族らを追いかけて回さない、人となりなどの報道を自粛する、一定期間経過後は匿名化）

検索エンジンに働きかけて SNS での記事を消去（完全には消えないが）

IT 技術の進歩を良い方向に生かすべき